

「自動車通学を希望する方へ」

自動車での通学を希望する場合は、申請して許可を受ける必要があります。
次のいずれかの区分で申請してください。

【申請条件】

次の①から④の**すべて**に該当する人

- ①学部4年次生以上又は大学院生である。
- ②深夜に至る研究又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある。
- ③現住所から津島キャンパスまでの通学最短距離が**片道5km以上**である。(距離の確認は安全管理課で行います。)
- ④申請する時点で自動車の運転免許を取得している。

次のアからエのいずれかに該当する人(特殊な事情がある人)

- ア 身体に障害がある。
- イ 親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。
- ウ 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。
- エ その他特殊事情により、部局長の承認を得られた人。

【申請条件】

次のアからウのいずれかに該当する人

- ア 一時的(概ね3ヶ月以内)に、親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。
- イ 骨折、捻挫その他一時的(概ね3ヶ月以内)なけが等(妊娠を含む。)のため、自動車を使用しなければ通学が困難。
- ウ その他特殊事情により、部局長の承認を得られた人。

【申請条件】

17時から翌朝7時までに自動車での入構を希望する場合で、次のアまたはイのどちらかに該当する人

- ア 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。
- イ 特殊事情により、部局長の承認を得られた人。

【申請条件】

土曜日・日曜日・祝日法による休日・年末年始に自動車での入構を希望する場合で、特殊事情により、部局長の承認を得られた人。

区分は...

一般駐車許可証

※夜間主コースの学生でも、昼間に入構する方は一般駐車許可証が必要です。

区分は...

特別駐車許可証

区分は...

夜間駐車許可証

【17時～7時入出構限定】

区分は...

休日駐車許可証

【土・日・祝・年末年始入出構限定】

申請方法は次のページをご覧ください。

※ 特殊事情により申請を希望する場合、ご不明な点は安全衛生部安全管理課(086-251-7289・7127・8985)にご相談ください。
※ 車両2台目を申請される方は、理由書を添付するとともに、所属の部局長の承認が必要です。

申請手続きの流れ

入構許可申請書(様式)・入構許可申請用封筒用紙(様式)をダウンロードする。

記入要領・記入例にそって、申請書・封筒用紙に必要事項を記入する。

必要書類等をそろえる。

○現住所が確認出来るものをご用意ください。(免許証・郵便物等)

以下は、特殊事情がある方のみ必要(社会人学生を除く)

○理由書を添付してください。(A4サイズ様式任意)

○特殊事情を証明できる書類を添付してください。(A4サイズ)

- ・障害等の期間・程度がわかる書類のコピー(障がい者・妊婦)
(障害者手帳・母子手帳(氏名・出産予定日の記載欄等)、診断書など)
- ・保育の状態がわかる書類のコピー
(「在園証明書」・「支給認定証」・「給付認定通知書」等で在園期間(有効期間)が確認できる書類(「保育利用決定通知」を除く))
- ・介護の状態・程度がわかる書類のコピー
(要介護状態区分等が表記された書類(在宅介護は、頻度等の明記))
- ・その他理由を確認できる書類のコピー



本部棟は農学部の北側にあります。

指導教員に申請書へ記名・押印してもらおう。

入構許可申請用封筒用紙を角2封筒(縦332mm・横240mm)の表面にはがれないように貼り付ける。

封筒に申請書を入れ、本部棟3階安全衛生部に持って行く。(封はのり付けしない。)
(部局長の承認が必要な場合は、所属の教務担当に持って行く。)

【注意事項】

※許可しない場合は個別に連絡します。

- ・入構を許可する場合は、所属学部・研究科の教務学生担当又は研究室へ許可証等を送付するので、受け取りに行ってください。
- ・受け取った封筒の中に、お知らせ・駐車許可証(シール)・ゲート用パスカード・郵便振込用紙が入っているか確認してください。
- ・駐車許可証(シール)は、車外から見やすいように必ず自動車のルームミラーの裏に貼り付けてください。
- ・同封の郵便振込用紙により、必ず振込期限までにゆうちょ銀行又は郵便局で料金を払い込んでください。
(期日までに料金の払込がないと、パスカードが使用できなくなりますのでご注意ください。
又、同封の郵便振込用紙は、期限後も有効ですので、振り込みには支障はありません。)
- ・構内において、自動車・バイクを運転する者は、「安全運行を保持する義務」を負います。
「国立大学法人岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項」から抜粋
第3条 津島地区構内で車両を運転する者は、学内標識その他の規制に従い、安全運行を保持する義務を負うものとする。
2 津島地区構内における車両の制限速度は、時速20kmとする。
3 津島地区構内における車両の運行は、原則として門から第4条に定める駐車場等までの間に限るものとし、構内の施設間の移動に際して車両を使用することは、特別の事情がある場合を除き、これを認めない。